

本要望に
対応する
縮減案

—

ページ

8 — 2

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標 17 自動車の安全性を高める
	政策の達成目標	平成 23 年 6 月に、交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会報告書「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全対策のあり方について」がとりまとめられた。同報告書において、交通事故の削減に係る政府目標を踏まえ、車両安全対策による事故削減目標が設定された。 目標：平成 32 年までに、車両安全対策により交通事故死者数を 1,000 人削減
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年
	同上の期間中の達成目標	平成 23 年 6 月に、交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会報告書「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全対策のあり方について」がとりまとめられた。同報告書において、交通事故の削減に係る政府目標を踏まえ、車両安全対策による事故削減目標が設定された。 目標：平成 32 年までに、車両安全対策により交通事故死者数を 1,000 人削減
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	関越道における事故を契機に、バスの安全対策を強化するとの観点から、バスに対する A S V 装置の搭載義務付けを含めた車両安全対策の検討を開始することとしており、年内を目処に結論を得る予定である。 検討の結果により、バスに搭載する A S V 装置の技術基準を策定し、義務付けすることとする。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	A S V 装置は、価格が高額であるものの事故削減効果が大きく、バスの安全性向上のために重要な装置である。このため、義務付け前であるが、自動車取得者の負担を軽減し、少しでも早く普及を促進させることで、更なる交通事故の低減を図ることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	先進安全自動車 (A S V) に係る自動車重量税の特例措置の拡充 (自動車重量税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事故防止対策支援推進事業 (先進安全自動車 (A S V) の導入支援) : 4.6 億円 (平成 24 年度予算)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	A S V 装置の義務付け前にできるだけ普及を促すため、補助金の他に本特例措置により自動車取得者の負担軽減を図る。
	要望の措置の妥当性	A S V 装置の事故削減効果は大きいものの、装置価格が高額であり利用者負担が大きい。義務付け前に利用者負担の軽減が可能となり装置の普及が促進されるため、要望措置は妥当である。
	ページ	8 — 3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度 衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車に対する自動車取得税の特例措置を創設 (特例内容：取得価額から 350 万円控除)</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度創設</p>